

# 「わくわくスマートTV」サービス利用規約

## 第1条(総則)

東近江ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」という。))は、当社が別に定める東近江ケーブルネットワークサービス加入契約約款(以下「加入約款」という。))およびインターネットサービス加入契約約款(以下「インターネット約款」という。))ならびにこの「わくわくスマートTV」サービス利用規約(以下「本規約」という。))に基づき、加入約款とインターネット約款で定めるサービスに関する付帯サービスとして「わくわくスマートTV」サービスを提供します。

## 第2条(用語の定義)

本規約において使用する用語の意味は、加入約款およびインターネット約款で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使います。

用語	意味
1. Smart TV Box	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器(以下「STVB」といいます)
2. わくわくスマートTV	加入約款、インターネット約款に基づき、STVBを提供するサービス(以下「スマートテレビサービス」という。))

## 第3条(規約の適用)

本規約は、当社が提供するスマートテレビサービスに関し適用されるものとします。  
2 本規約の規定が加入約款またはインターネット約款の規定と矛盾・抵触する場合は、加入約款またはインターネット約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

## 第4条(提供するサービス)

当社および提携事業者は、スマートテレビサービスの契約者(以下「契約者」という。))に対し、そのサービス区域内で、次のサービスの提供を行います。

- 当社が提供するサービス  
当社は、加入約款およびインターネット約款ならびに本規約に基づき、STVBを設置します。
- 提携事業者が提供するコンテンツサービス  
提携事業者は、次のコンテンツサービスの提供を行います。当社は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損もしくは消失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。
  - セキュリティソフトウェア  
別表に規定するコンテンツサービスが提供されるため、本コンテンツサービスの提携事業者が別に定める規約に同意していただきます。なお、STVBを利用した場合は、本コンテンツサービスが自動的に利用開始となることを承諾していただきます。
  - その他提携事業者提供のコンテンツ  
提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されます。本コンテンツサービスの利用に際しては、本規約の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守していただきます。
- 前項に定める各サービスは、当社および提携事業者の都合により変更もしくは終了することがあります。

## 第5条(auid)の提供)

STVBの利用には、KDDI株式会社「提供する「auid」が必要となります。  
2 契約者は、STVBを利用する場合は、KDDI株式会社「提供する「auid」に同意していただきます。また、STVB1台につき1個の「auid」を予め提供しますので、申込み時に照証番号を設定していただきます。  
3 契約者は、STVB上で利用されたコンテンツに対する課金および問合せ等の対応のために、前項で提供された「auid」が設定されているSTVBの機器情報を、当社がKDDI株式会社へ提供することについて承諾していただきます。  
4 第2項で提供された「auid」は、契約者がスマートテレビサービスを解約した場合においても自動的に解除はされません。解除する場合は、提供元のKDDI株式会社へ解除手続きを行うものとします。

## 第6条(スマートテレビサービスの提供条件)

スマートテレビサービスの利用にあたっては、事前に当社テレビサービス(マックスプランまたは、スタンダードプランまたは、ミニプランのいずれか)の加入契約を締結し、かつ当社インターネットサービス(スマイル100または、スマイル60または、スマイル30のいずれか)の契約を締結または、スマートテレビサービスの申込みと同時に締結することが必要となります。なお、スマートテレビサービスの申込みは、加入約款、インターネット約款、および本規約を承諾し、別に定める契約書に所要事項を記入の上、当社に申し込むものとします。所要事項の記入は正確に事実を記入するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。  
2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に基づく申込みを承諾しないことがあります。

- KDDI株式会社「提供する「auid」に同意いただけない場合。
- 別記の提携事業者が定める規約等に同意いただけない場合。
- その他、当社が不適切と判断した場合。

## 第7条(スマートテレビサービスの料金)

契約者は、別表に定める料金表に従ってスマートテレビサービスの利用料を支払うものとします。  
2 契約者が、第5条第2項で提供された「auid」を利用し、STVBの画面上で各種コンテンツ等の規約に同意し購入したコンテンツ等の債権の一部(物販系コンテンツ等に関する債権を除く。))は、当社が、KDDI株式会社からauかんたん決済を通じてその債権の譲渡を受け、当社の債権として前項の利用料と合わせて計算し、契約者に請求するものとします。  
3 契約者は、契約者の責めによらない事由により、STVBの利用ができない状態が発生した場合においても、第4条に定めるコンテンツサービスは、提携事業者が定める規約により利用料の支払いを要します。  
4 当社は、スマートテレビサービスの料金を変更することがあります。この場合、契約者は、変更後の料金を支払うものとします。  
5 支払方法その他については、加入約款およびインターネット約款に基づき取り扱います。

## 第8条(最低利用期間)

スマートテレビサービスの最低利用期間は、本サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から2年間(24ヵ月)とします。

## 第9条(契約者回線の終端)

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、STVBを設置し、これを契約者回線の終端とします。なお、STVBは当社が提供し、所有権も当社に帰属します。  
2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。  
3 契約者は、第12条(スマートテレビサービスの停止および解除)及び第13条(解約)に定める解除の場合、直ちにSTVBを当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、別表の定めより損害金を支払うものとします。  
4 契約者は当社が提供したSTVBを移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線索その他の導体を接続しないこととします。契約者は故意又は過失によりSTVBを故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、前項で規定する未返却時の損害金を適用し、当社に支払うものとします。

## 第10条(責任の制限)

当社は、スマートテレビサービスの内容を変更または終了することがあります。変更または終了により発生した損害の賠償には応じません。  
2 当社は、スマートテレビサービスの中断、天災、事変その他当社の責に帰さない事由によるサービスの提供の停止に対しての損害賠償には応じないものとします。  
3 当社は、STVBの利用により発生した契約者と第三者間に生じた損害(第4条第1項の提携事業者によるコンテンツサービスにより生じた損害を含む。))、およびSTVBを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとし、

4 当社は、スマートテレビサービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりスマートテレビサービスの提供をしなかったときは、加入約款およびインターネット約款およびみるプラス約款に従い、その契約者の損害を賠償します。

## 第11条(免責)

スマートテレビサービスに関し、当社が契約者に対し負担する責任は、前条の規定によるほか、次に該当する場合には、損害賠償責任は発生しないものとします。

- STVBに接続する契約者所有等のデジタル録画機器、外付けハードディスク等の利用について、録画再生機能の不具合および録画物等(蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。以下、同じとします。))の消失、破損等が生じた場合。また、STVB等機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。
- STVB(蓄積、記録用媒体等)に保存された各種ソフトウェアの消失、破損等が生じた場合。
- STVBと連携する契約者所有等のタブレット型パーソナルコンピュータ、スマートフォン等が正常動作しなかったことにより不具合が発生した場合。
- 第4条第1項第2号①に規定するセキュリティソフトウェアの不具合が発生した場合。また、そのセキュリティソフトウェアの動作不良等により損害が発生した場合。

  

- 契約者は、スマートテレビサービス提供期間中、STVBを契約者自らの注意をもって管理するものとし、移動、取り外し、変更、分解または損壊してはならないものとします。これに違反した場合、契約者自身の負担により復旧するものとします。
- 契約者は、当社が必要に応じて行う場合があるSTVBの交換・バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与しているSTVB(auid提供)の使用状況は、設備の保守、維持・向上を目的とし、個人が識別、特定できないよう加工した統計資料としたうえで、「auid」を提供しているKDDI株式会社へ提供させていただきます。

## 第12条(スマートテレビサービスの停止および解除)

当社は、契約者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当該契約者に対し、事前通知または催告なしに直ちにスマートテレビサービス提供停止、またはスマートテレビサービスの利用解除をすることができるものとします。この場合において、契約者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合。
- スマートテレビサービスの提供を妨害した場合。
- 本規約または加入約款、インターネット約款のいずれかに違反した場合。
- STVBの利用に関連して、当社、他の契約者または第三者に損害を与えたことが明らかの場合。
- その他、当社が契約者として不適切と判断した場合。

  

- 契約者が、第6条の提供条件のいずれかのサービスを解約またはそれ以外のサービスに変更したときは、スマートテレビサービスも同時に解約するものとします。
- 前項による解約もしくは変更の場合、当社は提供したSTVBを返却するものとし、契約者はこれに協力するものとします。返却および必要機器への交換費用は、加入約款またはインターネット約款等に定める料金が適用されるものとします。なお、契約者がSTVBの返却に協力しない場合、契約者は当社に対し、当該代金相当額を払うものとします。

## 第13条(解約)

契約者は、スマートテレビサービスを解約しようとする場合、あらかじめ当社所定の方法にてその旨申し出るものとします。  
2 契約者は、スマートテレビサービスを解約した場合、第10条の規定による利用料を含む全ての料金(解約月の月額利用料も含む)を精算するものとします。  
3 最低利用期間が満了する前に解約または解除された場合、契約者は、別表に定める契約解除料を支払うものとします。

## 第14条(EPG)

当社は、デジタル放送サービスの内容及び放送時間を原則として当社の指定するEPGにより提供するものとします。ただし、EPGにより提供する内容及び放送時間は、変更される場合があります。  
2 当社は、内容及び放送時間の相違、間違いならびに変更によっておこる損害の賠償には応じません。

## 第15条(携帯を用いたリモート録画機能について)

STVBに、録画用ハードディスクを接続することにより、携帯電話を用いたリモート録画予約機能を利用することができ、本リモート録画予約機能を利用するためには、株式会社インタラクティブ・プログラム・ガイドが運営するガイドモバイルサービスのリモートアクセス機能(番組表提供を含む)を利用します。この場合、「Gガイド番組表利用規約」の規定に従っていただきます。  
2 前項に他に、携帯電話を用いたリモート録画予約機能を利用するにあたり、以下の項目についても予め承認していただきます。

- ご利用の携帯電話の機種によりサービスが利用できない場合があること。
- サービスを利用する上で必要となる、機器ID、機器ID認証/パスワードの使用及び管理についてすべての責任を負うものとします。ただし、契約者が設定した機器ID認証/パスワードを失念した場合は、直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従っていただきます。

## 第16条(個人情報の取り扱い)

当社の保有する加入者個人情報については、当社が別に定める「個人情報保護方針」、加入約款およびインターネット約款及び、この規約の規定に基づいて適正に取り扱います。  
2 当社は、加入者個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとします。

- 契約者の視聴状況やSTVBの使用状況並びに操作に関する記録について集計・分析を行い、個人が識別、特定できないよう加工した統計資料を作成し、あるいはアンケート調査及びその分析を行い、設備の保守及び新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図るため。
- スマートテレビサービスの障害及び停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答するため。
- 契約者がダウンロードされたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため。また、そのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため。

## 第17条(規約の改正)

当社は、事前の予告なく本規約を変更することがあります。この場合、改正後の規約によるものとします。

## 第18条(合意管轄)

当社と加入者の間で訴訟の必要が生じた場合は、大津地方裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

## (附則)

本規約は、平成27年10月1日より施行します。

(別表)※すべての金額は消費税抜きの価格です。

項目	金額(税抜)	摘要
わくわくスマートTV	1,500円	

## 2 損害金

項目	金額(税抜)	摘要
STVB本体	40,000円	
STVBリモコン	3,500円	

## 3 契約解除料

2年(24ヵ月)未満で解約される場合は、契約解除料として1,500円に残月数を乗算した合計金額が発生いたします。

## 4 提携事業者によるコンテンツサービス

サービス名	提携事業者
ウィルスバスター	トレンドマイクロ株式会社